

〈記載要領、注意事項〉 厚木飛行場

記入例（一挙防音工事を希望する場合）

① 平成 22 年 〇〇 月 〇〇 日

② 住宅防音工事希望届

防音工事（一挙防音工事、追加防音工事、防音区画改善工事、外郭防音工事）
 空気調和機器機能復旧工事
 防音建具機能復旧工事を希望します。

工事希望者の氏名 (フリガナ)	(ボウエイ タロウ) 防衛 太郎 (防音)	工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。 (はい・いいえ)
工事希望者の住所 ③	〒 〇〇〇市〇〇町〇-〇-〇 工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。 〒 ▲▲▲市□□町□-□-□ ▲▲アパート（〇戸分）	
連絡先	TEL 111 (222) 3333	
建築年月日 ④	昭和 59 年 4 月 1 日 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 昭和 35 年 9 月 1 日	

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください

- この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。
- 防音工事
 - 一挙防音工事
 - 初めて行う住宅防音工事です。
 - 世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。
 - 追加防音工事
 - 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
 - ※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としています。
 - 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
 - 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。
 - 防音区画改善工事
 - バリアフリー対応住宅や身体障害者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
 - 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
 - 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

⑤ 高齢者

①について

「住宅防音工事希望届」の提出日を記入して下さい。

②について

希望される工事(防音工事、空気調和機器機能復旧工事又は防音建具機能復旧工事)にチェックし、防音工事については、希望する工事内容に ○ を付けて下さい。

③について

○アパート等の所有者が「防音工事」を希望される場合

「工事希望者の住所」の欄の下段の()に「住宅防音工事を実施する住宅の所在地及び建物名」と「希望される戸数」を記入して下さい。

○アパート等の所有者が「空気調和機器機能復旧工事」、「防音建具機能復旧工事」を希望される場合

「工事希望者の住所」の欄の下段の()に「住宅防音工事を実施する住宅の所在地及び建物名」と「希望される戸数」を記入し、別葉(メモでかまいません。)にて建物名と部屋番号を記入して添付して下さい。

④について

住宅防音工事を希望する住宅の「建築年月日」を記入して下さい。

住宅を建て替えられた方は、建て替え前の住宅の「建築年月日」も記入して下さい。

今後住宅の建て替えを予定している方は、建て替え予定の年月日を下段に記入して下さい。

⑤について

以下の方がお住まいの住宅の防音工事について、工事を優先的にを行うことを希望し、当該事項を記入することについて差し支えがない方は、住宅防音工事希望届の右下の余白に、「高齢者」、「乳幼児」、「心身障害者」又は「長期療養者」とご記入下さい。

① 高齢者（65歳以上の方）

② 乳幼児（小学校就学前）

③ 心身障害者（公的証明をお持ちの方）

④ 長期療養者（6ヶ月以上自宅療養されている方）

※この記入は、防音工事を優先的にを行うことを希望する方を把握するためのものであり、住宅防音事業補助金交付申込書の提出時に併せて、当該事項を証明する書類の提出が必要となります。

<裏面>

(4) 外郭防音工事

- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 85WECPNL以上の区域に所在する住宅及び75WECPNL以上85WECPNL未満の区域に所在する初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象となります。
- 85WECPNL以上の区域に所在し、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

3 空気調和機器機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。

4 防音建具機能復旧工事

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。

⑥

5 住宅防音工事については、国の予算状況等から住宅防音工事希望届の受付に一定の制限を設けています。詳しくは、南関東防衛局までお問い合わせください。

6 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、地方防衛局が作成する住宅防音工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。
なお、御不明な点は、南関東防衛局へお問い合わせください。

問い合わせ先及び送付先

住宅防音工事希望届は「封書」にて下記宛先までお送りください。

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎内

南関東防衛局 企画部 住宅防音課

TEL: 045-211-7139 (綾瀬市担当)

045-211-7398 (大和市担当)

045-211-7397 (#)

045-211-7140 (#)

045-211-7138 (藤沢市・座間市・茅ヶ崎市担当)

045-211-7137 (相模原市・海老名市・浜松市・焼津市担当)

なお、問い合わせについては、下記の防衛事務所においても行っています。

座間防衛事務所 (厚木飛行場)

〒242-0004 神奈川県大和市鶴間1-13-2

TEL: 046-261-2063

浜松防衛事務所 (浜松飛行場・静浜飛行場)

〒432-8017 静岡県浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎

TEL: 053-453-8958

⑥について

○防音工事 (平成18年1月の区域指定告示で新たに助成対象となった区域)

ア 80WECPNL区域にお住まいの方又は高齢者、乳幼児等の方がお住まいの住宅は、平成3年9月10日までに建築された住宅を対象に住宅防音工事希望届を受け付けます。

イ 75WECPNL区域にお住まいの方の住宅は、昭和61年9月10日までに建築された住宅を対象に住宅防音工事希望届を受け付けます。

ウ なお、前記ア又はイの場合において、それぞれに示す期日以降に建築された住宅であっても、現在の住宅が建て替えられた住宅であり、かつ建て替え前の住宅を取り壊した時の所有者か居住者の方が、現在の住宅で防音工事を希望する場合は、建て替え前の住宅が、それぞれに示す期日までに建築された住宅であれば、住宅防音工事希望届を受け付けます。

○空気調和機器機能復旧工事

住宅防音工事が平成10年3月31日までに完了し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器を対象に住宅防音工事希望届を受け付けます。

○防音建具機能復旧工事

住宅防音工事が昭和60年3月31日までに完了し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具を対象に住宅防音工事希望届を受け付けます。

●住宅防音工事希望届を提出する際は、住宅の建築年月日及び建て替えをされた住宅の場合は建て替え前の建築年月日をそれぞれ登記事項証明書等の公的書類で確認されるようお願いいたします。

●記入された内容などについて、当局職員から確認の連絡をさせて頂く場合がございますので、予めご了承下さい。

●国の予算の都合上、住宅防音工事の実施までに相当の期間を頂く場合もありますので、予めご了承下さい。

●住宅防音工事希望届は「封書」にて下記宛先までお送りください。

〒231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎内
南関東防衛局 企画部 住宅防音課